

6-6
6/8

帝國學士院、學術研究會議及日本學術
振興會改組案

第一 方針

學術研究會議ハ之ヲ廢止シ、ノノ審議機能及國際機能ヲ帝國學士院ニ、
研究機能ヲ日本學術振興會ニ移ス
帝國學士院ハ學術ニ關スル最高ノ審議機關及國際的協力ノ中心機關ト
シテ擴充強化ス
日本學術振興會ハ學術研究振興ノ實施母體トシテ刷新強化ス

第二 稱想ノ概要

一、帝國學士院

任 務

- (一) 學術ニ關シ政府ノ諮問スル事項ヲ審議ス
- (二) 學術ニ關スル事項ニツキ政府ニ建議ス
- (三) 學術ニ關スル國際協力ノ中心機關トナル

- (四) 日本學術振興會ノ事業ヲ促進ス
- (五) 學術獎勵ノタメ授賞ヲ行フ
- (六) 參議院へ學界代表議員ヲ推薦ス

組 織

- (一) 會員ハ二百五十人以内トシ内百人ヲ終身トシ百五十人ヲ任期四
年トス（終身會員ハ年金額三千圓ヲ受ク）
- (二) 終身ノ會員中缺員ヲ生ジタルトキハ原則トシテ任期アル會員又
ハ嘗テ會員タリシ者ノ中ヨリ推選ス
- (三) 任期アル會員ノ選定方法ハ概ネ左ノ如シ
- (イ) 帝國學士院ハ會員選出ノ母體トナルベキ學會又ハ學會ノ聯合
ヲ指定シ、定員數ヲ配當ス
- (ロ) 各學會又ハ學會ノ聯合ハ配當定員數ノ三倍ノ候補者ヲ選出ス
- (ハ) 帝國學士院ハ右候補者ニ付審議ノ上決定ス

備考

(一) 現行會員ノ各學科別割當ニ付再檢討ヲ加ヘ學界ノ現狀ニ適合セル如ク改正ス。

(二) 今次學士院ノ改組補充ノ際ハ便宜措置トシ前記第三項ノ實施ニ當リ學術研究會議ノ幹部トモ協議ノ上之方圓滑ナル進行ヲ行フコトトス。

(三) 終身會員百人内譯ハ人文科學五十人、自然科學五十人。

任期アル會員百五十人内譯ハ人文科學六十人、自然科學九十人トス。

(四) 任期アル會員ハ二年毎ニ半數宛ヲ改選シ、引續キ重任ヲ許ササルコトトス。

二、日本學術振興會

任務

日本學術振興會ハ帝國學士院ノ定ムル根本方針ニ基キ、學術研究

振興ノ事業ニ關シ強力ナル實施ニ當ルベキモ、ソノ主ナル任務概ネ左ノ如シ

(一) 學術研究ノ助成——資金プール

(二) 學術研究ノ連絡促進——委員會活動、隣組組織等

(三) 研究用資材ノ斡旋

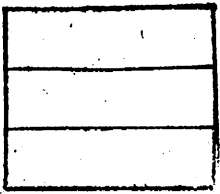
(四) 文獻及印刷事業ノ實施及援助

(五) 學協會及學術研究機關ノ連絡

(六) 學術研究成果ノ實用化斡旋

組織

任務ノ擴大ニ伴ヒ事務機構ヲ根本的ニ改組整備シ、役員、委員ノ組織ヲ吟味ノ上改定ス。



帝國學士院學術研究會議及日本學術振興會改組試案

第一 方針

術研究會議ハ之ヲ廢止シ、ソノ審議的機能及國際的機能ヲ帝國學士院ニ研究的機能ヲ日本學術振興會ニ移ス帝國學士院ハ學術ニ關スル最高ノ審議機關及國際的協力ノ中心機關トシテ拡充強化ス日本學術振興會ハ學術研究振興ノ實施母體トシテ刷新強化ス

第二 構想ノ概要

帝國學士院

任務

- (一) 學術ニ關シ政府ノ諮問スル事項ヲ審議ス
- (二) 學術ニ關スル事項ニツキ政府ニ建議ス
- (三) 學術ニ關スル國際的協力ノ中心機關トナル

組織

- (一) 日本學術振興會ノ事業ヲ促進ス
- (二) 學術獎勵ノタメ授賞ヲ行フ
- (三) 參議院ハ學界代表議員ヲ推薦ス
- (四) 會員ハ推薦會員百名及通常會員二百名トス
推薦會員ノ推薦手續ハ現行制度ニ依リ、ソノ任期ハ終身トシ、年金(年額三千圓)ヲ受ク
- (五) 通常會員ハ概テ次ノ方法ニ依リ選定シ、ソノ任期ヲ三年トス
- (六) 帝國學士院ハ通常會員選出ノ母體トナルベキ學會ヲ指定シ、ソレ等ノ學會ニ定員數ヲ分割配當ス
- (七) 各學會ハ配當定員數ノ二倍ノ候補者ヲ選出ス
- (八) 帝國學士院ハ右候補者ニ就テ檢討調整シテ通常會員ヲ決定ス

山崎

日本學術振興會

任務

日本學術振興會ハ帝國學士院ノ定ムル根本方針ニ基キ
學術研究振興ノ事業ニ関シ強カナル實施ニ當ルベキモ
ソノ主ナル任務概ネ左ノ如シ

- 一) 學術研究ノ助成——資金プール
- 二) 學術研究ノ連絡促進——委員會活動、隣組組織等
- 三) 研究用資材ノ斡旋
- 四) 文獻事業ノ實施及援助
- 五) 學協會及學術研究機關ノ連絡
- 六) 學術研究成果ノ實用化斡旋

組織

任務ノ拡大ニ伴ヒ事務機構ヲ根本的ニ改組整理

シ、役員、委員、組織ヲ吟味ノ上改変ス

案

- 一、帝國學士院の改造及事業の促進
- 二、學術研究会議を廢止し其職能を帝國學士院に吸収す
- 三、學術振興会を改組し帝國學士院の指導に従ひ科學^{學術}振興に従事せしむ
- 右、趣旨に従ひ實行するべき事項左の如し
- 一、帝國學士院は文部大臣の管理に屬し我國學術の振興を図るに取高の審議機關とす
- 二、學術振興会は帝國學士院の指導に従ひ學術振興の事業を實行する財團法人とす
- 三、帝國學士院の組織及任務を左の如くす

帝國學士院

山崎

VI-569

組織

帝國學士院

1. 會員は百五拾名とし、會員の推荐手續は當分從來の規程に依る

2. 院長は學術振興會長を兼ねる任務

3. 學術に關して政府(文部省に限らず)の諮問する事項を審議す

4. 學術に關する事項につき政府に建議す

5. 學術に關する國際協力の中心機關とす

6. 學術振興會を指導す

7. 學術奨勵を爲め授賞及研究補助を行ふ

8. 貴族院へ學界代表議員を推荐す

(議員數を十五名とするに)